

国住指第1670号  
平成24年8月1日

各都道府県  
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして  
国土交通大臣が指定する工作物を定める件の一部を改正する件の施行について  
(技術的助言)

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第1項の規定に基づき、  
建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国  
土交通大臣が指定する工作物を定める件(平成23年国土交通省告示第1002号)に  
より国土交通大臣が指定した工作物については、建築基準法(昭和25年法律第201  
号。以下「法」という。)及びこれに基づく命令の規定により規制される工作物から除  
外しているところである。

今般、同告示を改正し(平成24年国土交通省告示第843号)、平成24年7月3  
1日に公布、同日より施行したところである。これにより、「風力発電設備(船舶安全  
法(昭和8年法律第11号)第2条第1項の規定の適用を受けるものに限る。)」につ  
いても法の適用が除外されることになったため、ご留意願いたい。

貴職におかれては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検  
査機関に対しても、この旨周知方願います。

なお、各指定性能評価機関及び国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機  
関に対しても、この旨通知していることを申し添える。